

## 解約手続きが必要となる主なケースとその必要書類

次のような場合には解約手続きが必要となります。手続きをされないと保険料のムダ払いや等級の引継ぎが出来ない場合があります。

車を手放した  
売却、譲渡、廃車

海外赴任

別の保険会社へ加入

### 解約方法

### 解約を希望される日はいつですか？

本日から10日以内(含 土・日・祝)

本日から10日超

☎ アイシン開発にお電話ください。

FAX 裏面、解約手続き依頼書で記入の上アイシン開発にFAXください。  
(定期便・窓口経由でもご提出可能です。)

アイシン開発

**TEL 0120-27-8708**

受付時間(平日)8:30~17:30

アイシン開発

**FAX 0566-24-3801**

(24時間可)

解約をご希望される旨を  
ご契約者本人が電話でご連絡ください。

※定期便・窓口経由を利用する際は、期日に余裕を持ってご提出ください。  
長期連休前などは事前にお電話ください。

お電話、FAX、書類送付だけでは手続きが完了しません。上記受付後正式な手続きをご案内します。

### 必要書類

	解約のみの場合	国内中断(注1)		海外中断(注2)
		廃車・譲渡(売却・返還・車検切れ)	盗難	海外(駐在・在住)
解約手続き依頼書(裏面の必要事項をご記入ください)	○	○	○	○
保険証券	○	○	○	○
廃車・譲渡を証明する公的書類のコピー(注3)		○		
警察の盗難届出証明書コピー			○	

(注1) 国内中断は廃車・譲渡・売却による解約日(満期日を含みます)の翌日から13か月以内に中断手続きをした場合に利用できます。

(注2) 海外中断は出国日からさかのぼって6か月前までに解約し、かつ解約日(満期日を含みます)の翌日から13か月以内に中断手続きをした場合に利用できます。

(注3) 廃車・譲渡を証明する公的書類のコピーは下記のいずれか1つをご用意ください。

普通・小型乗用車(3・5・7ナンバー)	・登録事項等証明書(詳細証明)	・一時抹消登録証明書	・輸出抹消仮登録証明書
普通・小型貨物車(1・4ナンバー)			
軽自動車(黄色の4・5・8ナンバー)	・自動車検査証返納証明(確認)書	・軽自動車届出証返納証明(確認)書	

・上記書類が取り付けられない場合は、アイシン開発までお問い合わせください。

### 保険の中断制度について

中断手続き後、保険会社から発行される「中断証明書」があれば、自動車を再取得し、保険に再加入される時に中断前のご契約の等級や事故件数に応じた等級および事故有係数適用期間を適用することができます。

廃車・海外赴任などのために、お車を手放す場合は「保険を中断」することをおすすめします。

**ご注意** ・原則としてご契約の中断日(解約日または満期日)の翌日から13か月以内にアイシン開発に請求がない場合は、中断証明書を発行することができません。  
・中断前のご契約のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前の場合で、中断前のご契約に等級すえおき事故とノーカウント事故以外の事故があるときは、中断後の新たなご契約に対して「事故有」の割増引率を適用します。

保険内容などの詳細につきましては「アイシングループ団体自動車保険のパンフレット」<https://www.aisin-hoken.jp/>をご覧ください。

《お問い合わせ先》アイシン開発株式会社 保険サービス事業本部 TEL:0120-27-8708 / FAX:0566-24-3801

[引受保険会社] 損害保険ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社

# アイシングループ団体自動車保険 解約手続き依頼書

ご連絡日	年 月 日	解約希望日	※日付をさかのぼっての解約はできません 年 月 日		
お名前	(カナ)	所属コード	氏名コード		
会社名	出向先ではありません	勤務地	出向先・工場など		
車名		車のナンバー			

## 連絡先(ご自宅・携帯・職場)をご記入ください

ご自宅( ) - 携帯( ) - 職場( ) - 内線( )  
 平日8:30~17:30の間で  
 日中のご連絡先はどちらがよろしいでしょうか? ご自宅 携帯 職場 希望時間帯( : ~ : )頃

## 解約理由をご選択ください

廃車  売却譲渡  車検切れ  盗難  一時抹消  他契約との入替  海外渡航  他社  その他

## 現在の等級はどちらですか?

7~20等級

1~6等級

・中断制度を利用します

はい

いいえ

・車を手放される日

平成 年 月 日

・海外渡航日

平成 年 月 日

(注) 解約日の翌日から13ヶ月以内にご申請頂ければ中断できます。

・中断できません

注

13ヶ月以内に、ご本人又は同居のご家族様が車を購入の際には、現在の等級からの開始となります。

理由をご選択ください

退職

被保険者別居

車購入先で加入

・上記以外の理由の場合  
ご記入ください。

(例) 保険料が高い

・詳しい内容をご記入  
ください。

(例) 乗らない

## 国内中断

再加入できる期間は…

中断日から10年以内で、かつ自動車再取得後1年以内。  
(車検切れで中断した場合は有効な車検証交付後、1年以内)

## 海外中断

再加入できる期間は…

出国後10年以内で、  
帰国後1年以内。

- ・中断前と中断後の契約者・記名被保険者・所有者は、それぞれ同一でなければなりません。ただし、記名被保険者・所有者が異なる場合であっても、それぞれ同一とみなされる場合があります。詳しくは、アイシン開発または引受保険会社にご相談ください。
- ・中断前のご契約に事故があった場合には、中断後の等級(割引率)は事故件数に応じてダウンします。よって、現在7等級以上の場合でも中断後の無事故による割引が6等級以下になる場合は中断制度対象外となります。

アイシン開発へご提出お願いします。

保険内容などの詳細につきましては「アイシングループ団体自動車保険のパンフレット」<https://www.aisin-hoken.jp/>をご覧ください。

《お問い合わせ先》アイシン開発株式会社 保険サービス事業本部 TEL:0120-27-8708 / FAX:0566-24-3801

【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社